

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

法令順守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する企業環境に対応した迅速な経営意思決定と、経営の健全性向上を図ることによって、企業価値を継続して高めていくことを、経営上の最重点課題の一つとして位置付けています。その実現のために、株主の皆様をはじめ、取引先、地域社会、従業員等の利害関係者との良好な関係を築くとともに、株主総会、取締役会、監査等委員会、会計監査人など、法律上の機能制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えています。

また、株主・投資家の皆様へは、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、幅広い情報公開により、経営の透明性を高めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2(4)】

議決権電子行使プラットフォーム等は、特に海外の機関投資家の方々が議決権を行使するに際しての便宜を図るものと認識しております。海外投資家比率の推移によっては検討を行うことといたします。また招集通知の英訳に関しましても同様に、その推移によっては検討を行うことといたします。

【補充原則3-1(2)】

英語での情報開示に関しましては、決算説明会資料英訳版の開示等を実施しておりますが、海外投資家比率の推移によっては更なる拡充についても検討してまいります。

【原則4-10、補充原則4-10(1)】

当社では、取締役の指名および執行役員の選任については、取締役会が定めた指名・選任方針に基づき決定しており、また、取締役報酬については、株主総会で決議された報酬総額の枠内において原則3-1の方針に基づき適切に決定されていることから、現在のところ任意の諮問委員会等は設置しておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

当社は、投資目的以外の目的で保有する株式の保有については、取引先との良好な取引関係の維持・強化により当社の企業価値向上に繋がると考えられる場合に、当該株式を保有することを基本方針としております。また、当該株式に係る議決権行使は、各社との取引状況、各社の経営状況等を総合的に勘案し、毎年の取締役会での議論を踏まえ、各議案について適切に議決権を行使することといたします。

【原則1-7】

当社は、法令および取締役会規程の定めに従い、取締役と会社間の取引および競業取引について、取締役会での決議を行うこととしています。なお、当該決議にあたっては、法務担当部門によるリーガルチェックを実施することとしています。当社と当社グループ会社との間の取引に関する事項に関しても、必要に応じ、当該部門によるリーガルチェックを実施することとしています。また毎年、取締役の関連当事者間取引の有無について、取締役への質問票による確認を行っています。

【原則3-1】

(1)中期経営計画を策定し、当社ホームページにて公表しております。

(<http://www.stella-chemifa.co.jp/company/strategy.html>)

(2)コーポレートガバナンス報告書1-1に記載のとおりです。

(3)当社の役員報酬は、企業価値の増大および中長期の業績向上を図るための優秀な経営者を確保することができる内容としており、基本報酬と業績によって変動する業績連動報酬で構成しております。

1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、基本報酬と業績連動報酬により構成され具体的には、下記のとおりです。

・基本報酬は、以下の1)と2)の金額を合計し、個人別に決定されます。

1)各取締役の経歴・職歴に応じた部分

2)各取締役の職務に応じた部分

・業績連動報酬は、連結ベースでの当期純利益や貢献度等の定量的な要素に加え、基本報酬とのバランスを考慮の上、個人別に決定されます。

2. 監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬により構成されています。

(4)

1. 執行役員(経営陣幹部)の選任方針と手続き

当社では経営の効率化、意思決定の迅速化を図ること、業務執行の区分を明確化すること等を目的に執行役員制度を導入しています。当社執行役員は、取締役会で決定した経営の基本方針に基づいて業務を執行する責任者と位置づけ、その選任については、以下の基準に従って代表取締役が候補者を推薦し、取締役会で決議いたします。

1)豊かな業務経験を有し、会社業務に精通していること

2)指導力・統率力・行動力および企画力に優れていること

- 3) 人格・見識に優れた人物であること
- 4) 心身ともに健康であること

2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補の指名方針と手続き

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、活発な審議と迅速な意思決定が出来るよう上限を12名としています。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の候補の指名については、以下の基準に従って代表取締役が候補者を提案し、株主総会付議議案として取締役会で決議し、株主総会議案として提出いたします。

- 1) 持続的な企業価値向上に資する能力、経営を監督するに相応しい能力を有していること
- 2) 現在、将来を見据えて、自らの役割を深く洞察していること
- 3) 人格・見識に優れた人物であること
- 4) 心身ともに健康であること

3. 監査等委員である取締役候補の指名方針と手続き

当社の監査等委員である取締役は、上限を5名とし、会社法第331条第6項の定めに基づきその半数以上を社外取締役で構成することとしています。監査等委員である取締役の候補の指名については、以下の基準に従って代表取締役が候補者を提案し、監査等委員会で協議し同意を得た上で、株主総会付議議案として取締役会で決議し、株主総会議案として提出いたします。

- 1) 公正かつ客観的な立場から取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務執行を監査し、経営の健全性および透明性の向上に貢献できること
 - 2) 企業経営に関する深い理解、無機化学・フッ素化学に関する知見を有していること
 - 3) 人格・見識に優れた人物であること
 - 4) 心身ともに健康であること
- なお、社外取締役については、独立性についても留意することとしています。

(5) 取締役会は、上記選任・指名方針を踏まえて、経営陣幹部および取締役(監査等委員である取締役を除く。)・監査等委員である取締役候補者の個々の人材力を検討した上で、選任・指名を決議しています。また、個々の選任・指名の理由については、株主総会招集通知参考書類・ホームページ等で都度開示することといたします。

【補充原則4-1(1)】

当社は、取締役会規程、決裁権限基準を定め、法令上で取締役会における決議事項とすることが定められている事項ならびに重要性等から鑑みてこれに準ずべき事項については、取締役会において判断・決定しております。取締役会において多面的に審議、決定された経営計画や事業戦略等の方向性に基づき、業務の執行を経営陣幹部に委任することで、意思決定の迅速化を図り、スピードある経営を追求しています。具体的には、重要な組織の長等をもって構成される経営会議を毎月1回開催し、業務執行に関する重要事項について議論する機会を設け、円滑かつ迅速な業務執行を成し得る体制を構築しています。

【原則4-9】

当社は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、本人の現在および過去3事業年度において以下の(1)～(5)に掲げる者のいずれにも該当しない場合には、独立役員であるとみなします。

- 1) 当社またはその子会社の主要取引先(売上高、仕入高が1,000万円を超える法人等)の業務執行者
- 2) 当社またはその子会社の主要借入先(借入金が1,000万円を超える法人等)の業務執行者
- 3) 当社またはその子会社から役員報酬以外に1事業年度あたり1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、会計専門家、法律専門家
- 4) 当社の主要株主(10%以上の議決権を直接的または間接的に保有している者)またはその業務執行者
- 5) 当社またはその子会社から1事業年度あたり500万円を超える寄付を受けた団体に属する者

【補充原則4-11(1)】

当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方については、取締役候補の指名に関する考え方とほぼ一致しており、その基準については、原則3-1(4)に記載のとおりであります。また、生産部門、営業部門、研究開発部門、管理部門の各分野からの深い知見を持つ取締役候補の指名、若年層取締役候補の指名等により、取締役会全体における多様化、活性化を図ることを重要視しています。

【補充原則4-11(2)】

当社は、取締役が他会社役員を兼任する場合には、取締役会の承認を要する旨を取締役会規程にて定めており、現在の取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員は当社グループ以外の他会社役員を兼任しておらず、取締役の業務に専念できる体制となっています。監査等委員である取締役については、社外取締役2名が、当社グループ以外の他会社の役員を兼任していますが、監査等委員長の監査等委員である取締役は他会社役員は兼任しておらず、当社の業務に専念できる体制となっています。また、取締役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行っています。

【補充原則4-11(3)】

当社は、取締役会において「取締役会の実効性評価」を行っております。

1. 実施の目的

取締役会が実効的に運営されている事を客観的に確認するとともに、抽出された課題については必要に応じて改善を図ることといたします。

2. 評価の方法

全ての取締役(監査等委員である取締役を含む。)に対して、以下の事項を内容とする質問票を配布し、全員からの回答を集計いたしました。その集計結果、意見等に基づき、取締役会の実効性に関する分析・評価を行いました。

取締役会の構成 / 取締役会の運営 / 取締役会の議題 / 取締役会を支える体制 等

合計26項目に関してアンケート調査を実施。

3. 2017年度における取締役会の実効性に関する分析・評価の結果概要

全体を通じた評価としましては、以下の視点等により、取締役会の実効性は概ね確保できているものと確認いたしました。

・取締役会の構成、開催頻度、議案の範囲・分量、提案時期などは概ね適切であり、喫緊に対応すべき事項は無い。

・重要な経営課題に関して、各取締役が議論、意見交換、助言を行っており、監督機能を適切に果たしている。

なお、以下の事項については、更なる改善が必要との意見も見られたため、引き続き向上に努めてまいります。

・企業戦略に関わる議論の更なる活性化のため、未成熟な審議事項も含めて取締役会での議論を重ねることが望まれる。

・取締役会議題の説明資料や説明方法、事前審議方法には、まだ改善の余地があるため、継続的に更なる向上に努めるべきである。

・取締役会構成員に対するトレーニングの機会提供・斡旋はなされているものの、より継続的かつ実践的な機会提供をする必要がある。

当社取締役会は、「取締役会が機能することによって、会社の持続的な成長と中期的な企業価値向上に繋がっているか」という観点から、今後も継続的に実効性向上を図ってまいります。

【補充原則4-14(2)】

当社では、取締役就任時に、取締役として遵守すべき義務、責任等について専門家による講義や研修を実施することとし、取締役全員を対象とした会社経営に関わる研修会を年1回以上行うことを方針としております。また監査等委員である取締役においては、各種外部セミナーなどに適時参加し、業務および会計に関する監査スキル向上を図ります。

【原則5-1、補充原則5-1(1)(2)】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、以下のとおり株主との建設的な対話に関する方針あるいは体制を定めています。

1. 当社は、原則として総務・経理部門を統括する取締役をIR担当取締役としています。
2. 株主との実際の対話(面談)の対応者については、株主からの要望があった場合、面談の主な関心事項を踏まえた上で、IR担当取締役、技術担当取締役等が面談に臨むこととしています。また面談を補助する者として、経理、総務部門に担当者を配置しています。
3. 株主との建設的な対話の実現のため、面談の対応者、面談を補助する者は、必要に応じて社内関連部門から情報を得た上で、定期的にIR対応勉強会を実施しています。
4. 機関投資家、アナリストの皆様を対象とし、半期毎に決算説明会、個別訪問面談を実施しています。また、IRカンファレンスへの参加やIRスモールミーティングの実施など、建設的な対話の手段の充実に努めています。
5. 株主との対話(面談)内容は適時記録し、必要に応じて経営陣幹部にフィードバックをしています。
6. インサイダー情報(未公表の重要事実)が外部に漏洩することを防止するため、社内規定により、インサイダー情報の発生が認定された場合は情報管理責任者に社内イントラネットで遅滞なく通知することとし、面談の対応者にも速やかに伝達しています。

【補充原則5-1(3)】

当社は定期的に実質株主判明調査を実施することとし、株主構造の把握に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満
---------------------------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
深田純子	803,020	6.17
橋本亜希	521,867	4.01
深田センチュリー株式会社	500,000	3.84
橋本信子	367,694	2.82
深田麻実	334,500	2.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社・三井住友信託退給口	324,000	2.48
公益財団法人黒潮生物研究所	300,000	2.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	283,100	2.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	277,800	2.13
深田ダニエル颯	250,000	1.92

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

・大株主の状況は2018年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

・2017年11月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社みずほ銀行他3社が2017年10月31日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2018年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】

株式会社みずほ銀行(31,500株、0.24%)
みずほ証券株式会社(33,348株、0.25%)
みずほ信託銀行株式会社(99,500株、0.75%)
アセットマネジメントOne株式会社(437,200株、3.31%)
合計 601,548株、4.55%

・2018年2月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友信託銀行株式会社他1社が2018年2月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2018年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】

三井住友信託銀行株式会社(590,000株、4.47%)
日興アセットマネジメント株式会社(70,800株、0.54%)
合計 660,800株、5.00%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特別な事情はございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岡野 勳	税理士											
西村 勇作	弁護士											
松村 真恵	税理士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡野 勳	○	○	当社の独立役員として、届出ております	岡野 勳氏は、税理士としての専門的な知見および税務に関する豊富な経験を有しており、引き続き監査等委員である社外取締役として、監査等委員会の取締役の職務執行監査・監督に反映していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。また、独立性に影響を及ぼすような事情がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。

西村 勇作	○	○	当社の独立役員として、届出ております	西村勇作氏は、弁護士としての専門的な知見および幅広い経験を有しており、引き続き監査等委員である社外取締役として、監査等委員会の取締役の職務執行監査・監督に反映していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。また、独立性に影響を及ぼすような事情がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。
松村 真恵	○	○	当社の独立役員として、届出ております	松村真恵氏は、税理士としての専門的な知見を有し、また税務署長等の要職を通じて培われた幅広い見識を、監査等委員である社外取締役として、監査等委員会の取締役の職務執行監査・監督に反映していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。また、独立性に影響を及ぼすような事情がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

補助使用人である当社内部監査部門は、監査等委員会直属の機関であり、監査等委員会の指揮命令に服し、その人事権についても監査等委員会が有しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は補助使用人である内部監査部門から監査結果等について報告を受け、必要に応じて調査を求め、または具体的指示を出すなど、日常的かつ機動的な連携を図っております。
また、監査等委員会で策定された監査計画に基づいて、監査等委員会および内部監査部門は、会計監査人との連携を強化し、情報の共有化を図り、適切な監査体制の構築に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の数

更新

3名

その他独立役員に関する事項

当社は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、本人の現在および過去3事業年度において以下の(1)～(5)に掲げる者のいずれにも該当しない場合には、独立役員であるとみなします。

- (1)当社またはその子会社の主要取引先(売上高、仕入高が1,000万円を超える法人等)の業務執行者
- (2)当社またはその子会社の主要借入先(借入金が1,000万円を超える法人等)の業務執行者
- (3)当社またはその子会社から役員報酬以外に1事業年度あたり1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、会計専門家、法律専門家
- (4)当社の主要株主(10%以上の議決権を直接的または間接的に保有している者)またはその業務執行者
- (5)当社またはその子会社から1事業年度あたり500万円を超える寄付を受けた団体に属する者

なお、当社は独立役員の資格を満たす全ての社外役員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
-------------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

当社グループの業績向上に対する意欲・士気向上を目的として、ストックオプション制度を導入しております。
(「ストックオプションの付与対象者」補足説明参照)

ストックオプションの付与対象者	更新	社内取締役、従業員
-----------------	----	-----------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

2018年6月20日開催の第75期定時株主総会において、当社グループの業績向上に対する意欲・士気向上を目的として、当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)および従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行する件について、ご承認いただいております。新株予約権の目的となる株式数は100,000株を上限とし、そのうち取締役(監査等委員である取締役を除く。)を付与対象とする新株予約権の目的となる株式数は20,000株を上限としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者につきましては、法令に従い、有価証券報告書において個別開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無	あり
--------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、企業価値の増大および中長期の業績向上を図るための優秀な経営者を確保することができる内容としており、基本報酬と業績によって変動する業績連動報酬で構成しております。

1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、基本報酬と業績連動報酬により構成され具体的には、下記のとおりです。

・基本報酬は、以下の(1)と(2)の金額を合計し、個人別に決定されます。

(1)各取締役の経歴・職歴に応じた部分

(2)各取締役の職務に応じた部分

・業績連動報酬は、連結ベースでの当期純利益や貢献度等の定量的な要素に加え、基本報酬とのバランスを考慮の上、個人別に決定されます。

2. 監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬により構成されています。

【社外取締役のサポート体制】

総務部は、取締役会の資料を事前に社外取締役を含む取締役に送付することにより、審議の円滑化に努めております。

また、内部監査部門とは、監査結果等について報告を受け、必要に応じて調査を求め、または具体的指示を出すなど、日常的かつ機動的な連携を図ることで、情報の共有化を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	更新	0 名
--------------------------	----	-----

制度はありますが、現在は対象者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・ガバナンス機構に関する現状の体制

取締役会、監査等委員会、会計監査人、経営会議、内部監査部門等の機関において、業務執行、監査・監督、指名、報酬決定の各権限を分配し、各機能が法令および定款等に基づき、適正に機能するようなシステムを構築しています。

(取締役会)

取締役会は、13名の取締役(3名の監査等委員である取締役(うち2名が社外取締役)を含む。)で構成され、原則として毎月1回および必要に応じて臨時に開催されます。法令、定款、取締役会規程で定められた事項や経営の基本方針等の重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督します。なお、取締役の男女構成については、男性11名女性2名の構成です。

(監査等委員会)

監査等委員会は、3名の監査等委員である取締役(うち2名が社外取締役)で構成され、原則として毎月1回および必要に応じて臨時に開催されます。監査等委員会で策定された監査方針および監査計画に基づいて、内部監査部門および会計監査人との連携の強化や情報の共有化を図り、適切な体制の構築に努め、取締役の職務執行を監査します。

(経営会議)

経営会議は、執行役員等の幹部社員で構成され、原則として毎月1回開催されます。取締役会が定めた経営方針に基き、新製品の開発、大型設備投資、経営組織の改編など重要な経営課題に対し、迅速に対応します。

(コンプライアンス委員会)

コンプライアンス委員会は、取締役社長、部門統括および監査等委員長で構成され、原則として半期に1回以上および必要に応じて臨時に開催されます。当社および当社グループにおけるコンプライアンス上の問題を管理・処理し、もって経営および業務執行の健全かつ適切な運営に資するため、コンプライアンス施策の実施・運営を行います。

(保安管理委員会)

保安管理委員会は、生産部門、研究開発部門および管理部門担当の各取締役、各工場拠点の工場長ならびに労働組合関係者で構成され原則として半期に1回以上および必要に応じて臨時に開催されます。当社および当社グループ会社における保安管理の円滑な運営を図り、事故等を未然に防止するための取組を行います。

・責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である取締役を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査等委員である取締役(社外取締役を含む)が取締役会における議決権を持つこと等により取締役会の監督機能を一層強化することで、さらにコーポレート・ガバナンスを強化ならびに企業価値を向上させることを企図して、監査等委員会設置会社の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第75期定時株主総会は、2018年6月20日に開催しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算、第2四半期決算時に決算説明会を実施し、業績、事業環境と取組み等についてご説明しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社主催の海外投資家向けカンファレンスなどに参加しご説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、決算情報、決算説明会資料、財務ハイライト等の情報を開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社は、原則として総務・経理部門を統括する取締役をIR担当取締役とし、補助する者として、経理、総務部門に担当者を配置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステラケミファ倫理規程によって、当社社員、役員は高い倫理観と、社会的な良識をもって行動することが明定されております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境ISO14001を取得し、全社をあげて環境保全に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステラケミファ倫理規程によって、適宜適切に企業情報を提供することが明定されております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制に関する基本的な考え方は、会社法に定める内部統制の基本方針として取締役会にて決議を行っております。その決議内容は、毎年順次見直しており、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他の業務の適性を確保するための体制として、各事項に必要な体制を整備することに努めております。

また、コンプライアンス体制の構築として、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を社内を設置し定例的に開催するほか、内部通報制度等の運用も行っております。

一方、リスク管理体制の充実として、リスクマネジメント規程等の各種社内規程を制定、運用したうえで、事業遂行にともなう各種リスクを抽出し、優先順位の高いものから順次その対応を協議し、大規模災害時における事業継続計画実施要領等の社内規程を制定し順次見直しを行うなど、リスク管理に関する取り組みも行っております。情報管理体制については、文書管理規程および文書保存規程に従い、適切に管理および保存を行う体制を整備しております。

なお、子会社を含むグループ会社においても、関係会社管理規程を制定のうえ、各社の経営の自主性を尊重しつつ、企業集団としての役割や責任を定め、業務の適正を確保するための体制を整備し、適切な管理を行っております。

その他、監査等委員会の監査等の実効性を確保するための体制の整備として、内部監査部門を監査等委員会の指揮命令に服する部門として位置付けるとともに、取締役および社員から監査等委員会に報告を行う体制ならびに監査等に必要な費用については当社において負担する等の体制を整備しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底することを掲げ、

その旨を、ステラケミファ倫理規程において明言しております。

また、その他の整備状況としては、大阪府企業防衛連合協議会および東警察署管内企業防衛対策協議会の会員として情報連携を図ることや、電話対応マニュアルの準備、契約書への反社会的勢力排除条項の挿入等があげられます。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、企業価値を増大させ、株価を市場に適切に判断していただけるようにIR活動等を通じ周知することが、現時点での最良の買収防衛策であると考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社および当社グループの会社情報の適時開示の基本的な考え方は、当社および当社グループに関する重要な経営関連情報、財務情報を株主・投資家およびすべてのステークホルダーに対し、法令および上場取引所の諸規則を遵守し、誠実に公正かつ適時・適切に開示を行い、当社および当社グループに対する理解を促進させ、適正な評価を受けることを基本方針としております。

適時開示に係る社内体制のチェック機能として、内部監査部門を設置し、監査等委員会と連携するとともに、当社および当社グループの内部統制の整備、内部監査体制の向上を図っております。

